

ネットに潜むあやしい「もうけ話」

事例

「簡単な動画投稿だけでもわかる方法」というネット広告を見て、1万円で情報をダウンロードしたが内容がよくわからなかった。サポートが充実した50万円の上位プランを勧誘され支払ったが、さらに追加料金を請求された。だまされたのではないか。（20才代、男性）



「お金もうけのノウハウ」と称してネット上で売買される情報（情報商材）の契約トラブルが増えています。

アドバイス

- ◎ 契約前に情報の内容を確認できないため、少しでも怪しいと思ったら事業者に連絡しない。
- ◎ 「100%元がとれる」「もうかるまでサポート」「返金保証」等の広告は安易に信用しない。
- ◎ 内容が理解できない、説明に納得できない、後から高額な契約をすすめられる等の場合は「契約はしない!」ときっぱり断る。



おかしいと思ったら最寄りの消費生活センターにすぐ相談!!



兵庫県立消費生活総合センター

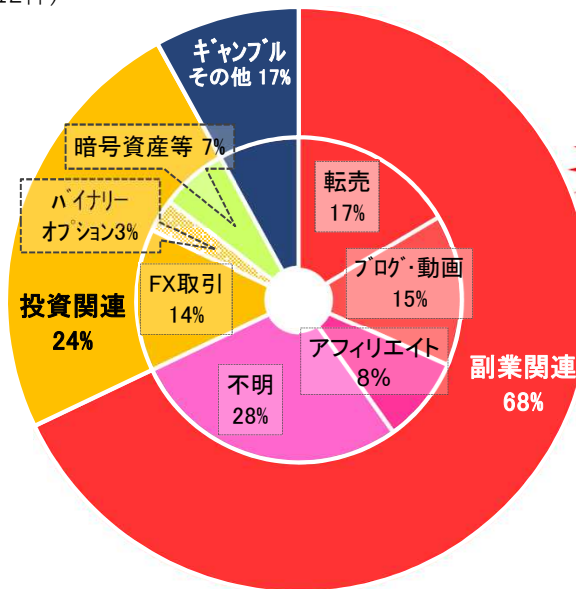
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL: 078-303-0999 【消費生活相談】

【「情報商材」の相談データ（兵庫県内）】

「情報商材」の内訳

(2020年4月～12月受付212件)



約7割が
副業関連苦情

【売買される「情報商材」の種類】

区分	情報商材の苦情例
「副業」関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブログやアフィリエイト、動画などの投稿・配信による広告収入を得る情報 ・ フリマアプリなどによる転売ビジネスの情報
「投資」関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国為替証拠金取引（FX取引）、暗号資産、バイナリーオプション等金融商品の投資情報
「ギャンブル」関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ パチンコ、競馬、オンラインカジノ等の攻略情報

国民生活センター報道発表資料抜粋

【苦情事例】

アフィリエイト

ネットで副業を検索していたところ、自身のブログで商品を紹介し購入につながればかならず報酬が得られるという「アフィリエイト広告」を見つけた。稼ぐための情報とサポート代金として24万円をカード払いしたが、全くもうからない。（40才代 男性）



FX取引

外国為替証拠金取引（FX取引）でもうかるというサイトがあった。モニター募集期間は無料と書いてあったので登録したところ、サイト内に入るためには10万円必要だった。5万円に減額すると強く勧誘され断り切れず支払った。取引を始めるにはさらに3万円が必要と言われている。

（20才代 女性）